

第 3 4 2 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録

令和 8 年 7 月 2 2 日

第342回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

1 開催日時 令和8年7月22日（水） 午後2時から

2 開催場所 静岡県庁 別館2階 第1会議室D
（静岡市葵区追手町9番6号）

3 議事内容

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) うなぎ稚魚漁業の許可について | 資料1 |
| (2) 大川川における水産動物の採捕禁止について | 資料2 |
| (3) 都田川における水産動物の採捕禁止について | 資料3 |
| (4) 資源管理の状況等の報告について | 資料4 |
| (5) その他 | |
| ・ 次回開催日程について | |

4 出席者氏名

委 員	山本 俊康	朝倉 穂積	前澤 元次	岩田 克久
	宮本 善互	大石真依子	松本 美紀	古畑 恵子
水産・海洋局	西尾 清仁	局長	鈴木 健介	統括官
水産資源課	小泉 康二	富野 淳一	増田 傑	瀧川 智人
	秋山 祥太			

5 欠席者氏名 秋山 信彦 関 いずみ

○小泉課長

ただいまから第342回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日は、秋山委員、関委員以外の8名が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、山本会長より御挨拶をお願いいたします。

○山本会長

皆さんこんにちは。本日は大変暑い中、お集まりいただきありがとうございます。特に県内でも天竜や佐久間は40度を超えるいわゆる酷暑日が観測された日もあり大変暑くなっております。

私ども太田川漁協では、先週の日曜日に漁協単独のアユ友釣り大会を開催しましたが、今年は天然遡上がとて多く、例年になく大変良い釣果となっており、これから先もまだまだ期待しているところです。

今日は5つほどの議題がありますが、スムーズな審議ができるよう御協力いただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小泉課長

ありがとうございました。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、山本会長より御指名願います。

○山本会長

それでは、本会の議事録署名人につきましては、岩田委員と大石委員をお願いいたします。

○小泉課長

以後の議事進行につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、山本会長にお願いします。

○山本会長

それでは、早速、議事に入ります。

議事の(1)は「うなぎ稚魚漁業の許可について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○瀧川主任

水産資源課の瀧川です。うなぎ稚魚漁業の許可について説明させていただきます。資料1の1ページ目を御覧ください。知事許可漁業化の経緯について説明させていただきます。

本県では、漁業調整規則によって、原則シラスウナギの採捕を禁止しております。しかし、県内養鰻業への種苗供給を目的に、令和4年以前は種苗採捕許可として、特別にシラスウナギの採捕を許可してきました。一方、令和2年12月に漁業法が改正され、シラスウナギは「特定水産動植物」に指定され、従前の種苗採捕の許可では採捕ができなくなったため、知事許可漁業への移行が必要となりました。令和5年8月開催の海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会において、知事許可漁業に対応した許可の取扱方針、制限措置を諮問および協議し、了承され、同年12月から知事許可漁業に基づくシラスウナギ採捕が開始されました。漁期は4月30日に終了しており、翌年以降についても同期間操業されています。

許可の実績ですが、県内19の操業区域がありまして、令和7年漁期では15区域で法人に許可が出ております。4区域では個人への許可が出ており、昨年度漁期では230

人に許可が出ております。県内の採捕従事者の合計は869人でした。

採捕許可数量についてですが、まず上限の設定について、知事許可前の令和4年以前は、資源保護および県内養鰻業への種苗供給を目的に、県内養鰻組合に所属する養鰻業者の池入量約1.7トンを経済採捕枠として設定しておりました。その後、令和5年より知事許可化したことに伴い、水産庁の通知を受けまして、これまでの上限設定の見直しを実施する必要がありました。この際、うなぎ資源の保護の観点から、令和5年8月開催の海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会において協議の上、県内全ての養鰻業者の池入量約2.3トンに引き上げ、知事許可化以降も引き続き上限を設定してきました。尚、水産庁通知では「合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当ではない」と記載があり、全国の池入量約21.7トンによる国全体での管理を基本とする考えではありますが、各県の事情に応じて根拠のある数字であれば採捕上限を設定する事について差し支えない旨確認しております。

このような状況の中、昨年度漁期では、採捕上限を設けているのは一部の県に限られており、採捕者の一部からは上限の撤廃を求める声が寄せられています。一方で、関係する内水面漁協、養鰻組合を中心に、資源保護の観点から上限維持を求める声も寄せられており、うなぎ資源の関係者間でも意見が分かれている状況です。シラスウナギについては詳細な生態が分かっていないこともあり、科学的な資源評価が困難な状況です。一方で、昨年12月にもワシントン条約CITESの付属書Ⅱへうなぎ全種類の掲載提案がされるなど、国際的に資源保護に向けた措置が提唱されている中、資源がある程度守られる形を維持しつつ、採捕数量の設定を検討していく必要があります。

このような状況の中、今年度の検討状況ですが、各業界の意見を踏まえ、採捕者、関係する一部の内水面漁協、養鰻組合といったうなぎ資源関係者の間で意見交換会を実施したところ、採捕者の一部区域からは収入源の確保や水産庁通知に基づいた上限撤廃の声があった一方、その他地区の採捕者も含めた内水面や養鰻組合の関係者からは資源保護や養鰻の池入れ需要減少を踏まえ、上限設定の維持を求める声が上がっております。このことから、上限を撤廃した場合の資源保護の在り方を含め、関係者の間では継続した協議が必要という声を多くいただいた状況です。参考までに県内シラスウナギの採捕状況をお示しします。

次に令和8年漁期における許可についてですが、前回の許可の有効期限は、令和8年4月30日までだったので、今回は令和8年漁期の制限措置、許可の基準等についての諮問および許可数量等についての協議となります。

それでは、3ページ目に移っていただきまして、今回の協議・諮問事項となります。まず協議事項のうなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針についてです。4ページ目に新旧対照表、6から8ページ目に変更案もございますので、併せて御覧ください。1つ目が取扱方針に記載の集荷場所の取扱についてです。詳しくは、うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針1の(7)を御覧ください。取扱方針ではこれまで、採捕従事者が採捕したうなぎ稚魚を集め、一時保管する場所として「出荷先」という表現で定義しておりました。集めた後の販売先についての制限はございませんが、こちらの「出荷先」という表現が販売先と誤解を招く表現だったため、「集荷場所」に修正したいと思っております。これに併せ、取扱方針2の(2)に従来記載されていた「出荷先」という表現を「集荷場所」と修正したいと思っております。

また、軽微な修正として、取扱方針1定義の(5)の採捕従事者の定義について、

許可を受けられるのはあくまで漁業者である個人または法人であり、こちらの表現では主語が曖昧だったため、記載のとおり修正させていただきたいと思います。

続いて区域ごとの採捕許可数量についてです。これまでの許可数量の基本的な考え方としては、県内のうなぎ養殖業にて許可が出ている県内養鰻業者のうなぎ稚魚の池入量がありますので、それを上限としまして、その総量の8割を地域ごとの過去複数年の実績に応じて分配する形となっております。昨年、令和7年度は令和4年漁期の各区域への配分比率、令和5年および6年漁期の採捕実績に応じて採捕量を決定しております。

こちらについて、先ほども御説明したように許可数量については採捕関係者からは水産庁通知や他県の状況、収入源の確保といった観点を踏まえ採捕枠を撤廃してほしい旨の要望が上がっております。一方で、うなぎは河川において漁業権が設定されており漁業対象種であること、加えて資源保護の観点から増殖用種苗の放流が義務づけられており、資源保護的な観点や調整も必要です。加えて、採捕者の一部からも、適正な流通価格の維持や資源保護の観点から、上限を設定すべきという声もいただいております。採捕者、内水面漁協、養鰻組合といったシラスウナギ関係者と意見交換の場を設けたところ、様々な関係者の意見がある中で、今年度の撤廃は時期尚早であり、撤廃は継続協議の上で慎重に行うべきであるという意見が多く見受けられました。このことを踏まえ、令和8年漁期の採捕枠については例年どおり、県内養鰻業者の池入れ数量とし、その総量の8割を直近3年の採捕実績に応じて配分する形としたと思います。

これら取扱方針に関する事項については協議事項とし、後ほど御協議いただきたく存じます。

次に諮問事項に移ります。3ページに戻って頂き、1つ目が制限措置及び許可を申請すべき期間です。静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問いたします。制限措置については、うなぎ資源の保護等を勘案して、人数や区域を増やすといった、これまでの規模を超える許可は出さない考えとしており、次のとおり設定を考えております。詳細については9ページ目以降と併せて御覧ください。漁業種類、各区域の使用できる漁具、漁業者の数について、各区域とも昨年と同数以内にしたいと思えます。操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格についても、これまでと同様としたいと思えます。

許可を申請すべき期間は、令和8年9月9日から令和8年10月9日までの1ヶ月間としたいと思えます。

ただいま説明しました制限措置の告示案について9ページから20ページを御覧いただき、変更点については下線部分となります。基本的には日付のみの軽微な変更のみとなります。

漁業者の数の変更箇所が1点ありますが、令和7年漁期の申請時点で許可枠より少なく申請のあった区域において、1から2名程減っております。

続いて資料3ページに戻りまして、諮問事項の2つ目が、許可の有効期間です。許可の有効期間は、これまでの操業期間と同じく、令和8年12月1日から令和9年4月30日までとしたいと思えます。諮問事項の説明については以上となります。

その他の資料ですが、21ページに知事から静岡県内水面漁場管理委員会宛の諮問文

がございます。また、参考として22ページ以降に、関係法令の抜粋がございます。

最後に、3ページにお戻りいただきまして、Ⅲ 今後のスケジュールになります。本日御審議いただく内容は、本日の委員会にて承認いただいた後、7月24日に行われる海区漁業調整委員会においても御審議いただき、両委員会で答申が得られましたら、5から19ページの内容で、県公報で告示いたします。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

説明は以上になります。御審議の程、よろしくお願いします。

○山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

○宮本委員 採捕者を区別できるのは腕章だけでしょうか。密漁者との区別が付きにくく、密漁者については積極的に取り締まりをしていくべきだと思います。

○瀧川主任 腕章については蛍光色のものを利用しており、携帯を義務付けております。また、許可申請時には地区内での監視体制についても報告するようにお願いしております。不審な人を見かけた場合には関係機関に連絡が入るようになっております。そういった情報に基づき、引き続き取締は行っていきたいと思っております。

○岩田委員 上限の設定に関する委員会のようなものを開催したと聞いていますが、上限撤廃は無しとなったということでしょうか。

○瀧川主任 採捕者、内水面漁協、養鰻組合といった関係者間で意見交換の場を設け、関係者間で意見が分かれている中、慎重に判断するために継続協議が必要といった意見が多くありました。このことを踏まえ、県で検討した結果、今年度漁期については上限撤廃は行わず、継続協議が必要な状況と判断いたしました。

○朝倉委員 採れる年と採れない年がある中で、長い年月を見て慎重に判断してほしいと思います。

○瀧川主任 ここ2年は豊漁でしたが、この先もこの傾向が続くかは分かりませんので、漁模様や業界の意見を聞きながら慎重に検討していきたいと思っております。

○松本委員 他県ではどれくらい上限を設けているのでしょうか。漁模様に合わせて上限を設定したり融通できるような制度はありますか。

○瀧川主任 25の県で採捕が行われていますが、少なくとも静岡県を含めた3県で数量の設定が行われています。公的な上限設定が無い県でも、一部で業界内で目安の上限がある県も聞いております。数量の設定については、シラスウナギの生態が分からない中で科学的な知見が少ないため難しい状況です。池入量を上限としていることについては、知事許可化にあたり水産庁に確認したところ、根拠のある数値が必要ということで設定した経緯があります。

- 松本委員 他県ではどのような上限設定がされていますか。静岡県としては、将来的に上限の撤廃を見据えて動いているのでしょうか。
- 瀧川主任 他県では静岡県と同様に池入量を上限としたり、漁具・地区によって一人当たり数量を決めている県もあります。将来的には、必ずしも上限の維持・撤廃ということではなく、あくまで資源の状況や関係者の意見を踏まえて、撤廃しても問題ないと判断されれば撤廃もあり得るかと思います。現状では難しいと思いますが、今後も慎重に検討していきたいと考えています。
- 朝倉委員 静岡県では親ウナギの採捕期間が大体9月30日までとなっているが、全国的に同じような決まりはあるのでしょうか。静岡県だけ厳しく制限しているというわけではないのでしょうか。
- 瀧川主任 県ごとに時期は異なっていますが、同様に期間を定めているところが多いと聞いております。静岡県だけ厳しくしているというものではありません。
- 山本会長 国全体の枠についてはどのくらいあるのでしょうか。また、ここ2年豊漁が続いていると聞いていますが、その原因は分かりますか。
- 瀧川主任 全国では合計21.7トンの採捕枠があります。豊漁の要因については複合的な環境要因があると思いますが、正確な理由は分かりません。
- 前澤委員 興津川でもウナギの漁業権があり、義務放流を毎年定められた量以上しています。ウナギは内水面で育って海に行くといわれ、未知の部分も多い中、内水面漁協もウナギの保護増殖に貢献しています。そのような中、シラスウナギはここ2年豊漁だったと聞いていますが、短いスパンでなくもっと長いスパンで獲れる状況が続くか見た上で、枠の撤廃を検討していくべきだと思います。現時点ではまだまだだと個人的には思います。豪雨災害が起きるたびにウナギの生息場所が失われるため河川工事が必要となっていて、ウナギやモクズガニを採るために石倉カゴを設置していますが、土砂で埋まってしまう何もできなかったという経緯もあります。うなぎ資源はこういった河川環境にも大きく左右されるので、単に採捕量が増えたから上限を撤廃するというのは、我々としては合理的でないと思います。
- 朝倉委員 昔は河川の穴の中にウナギがいましたが、現在はコンクリートで整備されてウナギの生息できる場所が減ってしまっている部分もあると思います。河川での事故を防ぐためにそのような整備をすることは理解できますが、資源保護の観点と反対の場合もあるので難しい部分はあると思います。
- 岩田委員 アユもウナギと同様、去年と今年は豊漁ですが、その前は獲れませんでした。ウナギもこの先どう変わるか分からない中、義務放流のためお金を払って放流し

ています。内水面の漁協としては、漁獲量が安定するまでは上限を撤廃するのは慎重に考えてほしいと思います。

○瀧川主任 県としても資源保護は重要だと考えています。もし今後上限を撤廃する場合も、一部の業界に不利益が偏らず、何かしら資源が保護される仕組みが必要と考えています。

○山本会長 これから先、色々な問題があれば、また、関係者と議論の場を設けた中で決めていただき、それを漁場管理委員会で諮った上で、判断をしていくということによってよろしいでしょうか。

○瀧川主任 そのとおりです。

○山本会長 その他意見はございませんでしょうか。今回については、今までどおりの内容ということで知事から諮問がありましたが、よろしいでしょうか。

○委員一同 異議無し。

○山本会長 皆様からの賛同をいただきましたので、議事の（１）について、決定をさせていただきます。

○山本会長 続きまして、議事の（２）は「大川川における水産動物の採捕禁止について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○秋山主事 水産資源課の秋山でございます。改めましてよろしくお願いいたします。
それでは、議事２について説明させていただきます。資料２を御覧ください。
大川川における水産動物の採捕禁止についてです。資料２の１ページを御覧ください。Ⅰの経緯を説明します。まず、１の禁漁措置の設定及び継続についてです。東伊豆町の大川川水系大川川及びその支流については、昭和55年から地元の要望に応じて県の富士養鱒場が協力し、あまごの資源量及び分布調査を行いました。その結果、大川川の上流部及び支流における採捕を制限することで、流域全体のあまご資源が保護されると判断されました。そのため、昭和56年から本委員会指示により、禁漁区域における禁漁措置を講じております。
その後、調査は平成10年頃に終了したものの、平成11年以降は地元、大川地区の有志で構成される団体、以下「管理団体」が、①大川川のあまご資源の保護及び増殖、②禁漁区域外における釣り人の誘客、放流活動、清掃等の河川整備の取り組みを実施してきました。また、地元自治体は、委員会指示による禁漁措置の継続の要望を行ってきました。
次に２の委員会指示更新の要旨について、禁漁措置の有効性や管理団体の保護活動等禁漁区域が適切な管理下にあるか等を確認するため、管理団体に対して電話やメールにてヒアリングを実施し、禁漁区では継続して管理団体により適切な管理がなされていることを確認しました。また、地元自治体からは引き続き、採

捕禁止期間の更新の要望が挙げられています。

4 ページから 6 ページが要望と管理団体の活動についての文書となっております。これらの内容を踏まえて、次期委員会指示を現行の指示内容と同様に更新します。1 ページにお戻りください。

続きましてⅡの概要として現在の指示内容について説明いたします。まず禁止区域について説明いたします。資料 3 ページを御覧ください。こちらは大川川の地図になります。禁止区域は参拝橋より上流の大川川本流となっており、楢円で囲われている部分が禁止区域となります。1 ページにお戻りください。対象魚種は全魚種、禁止期間は 3 月 1 日から 10 月 31 日までです。

なお、県内全域にかかる規則である静岡県漁業調整規則において、アマゴが 11 月 1 日から翌 2 月末日まで禁漁と定めているため、禁止区域ではアマゴが周年禁漁ということになります。なお、静岡県漁業調整規則第 47 条第 1 項に基づき知事の許可を受けている場合には適用除外となります。また、指示の有効期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日となっています。

続いて、Ⅲの指示事項についてです。現行の指示と同じ内容で、有効期間を令和 8 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日までとして指示を更新いたします。この委員会です承された場合には、県公報にて公示いたします。公示案については、資料 2 ページを御覧ください。下線部分が変更点であり、有効期間の更新が主な変更点となります。

東伊豆町内、大川川水系大川川における水産動物の採捕について、この案のとおり禁止区域及び禁止期間を指示してよろしいか、内水面における遊漁と水産資源保護との調整に関する観点から審議の上、決定をお願いいたします。

なお、10 ページに根拠法令を記載しています。委員会指示の根拠となる漁業法第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項を記載しております。また、先ほど御説明したアマゴの禁漁に関する根拠条文として、静岡県漁業調整規則第 39 条第 1 項を記載しております。適用除外に関する同規則第 47 条第 1 項についても併せて記載しております。

それでは、御審議の程よろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

○山本会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様から御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

○宮本委員 禁漁区にも放流をしているかと思うが、かえって元から生息しているアマゴの攪乱になってしまうと考えられるので、その影響も調べた方がよいと思います。

○秋山主事 確認させていただきます。

○山本会長 この地域の今回の内容について、2 年の有効期間が経過するので更新をしてほしいということで今回要望書が提出されたという理解だが、この提出者の区長とはどのような方か。また、区長が変更になることもあると思うが、前回更新時にも同じ方だったのか。

続きましてⅡの概要として現在の指示内容について御説明いたします。禁止区域が都田橋上流端から潜竜橋上流端まで、対象魚種が水産動物、禁止期間が10月11日から11月15日まで、適用除外として静岡県漁業調整規則第47条第1項に基づき知事の許可を受けている場合となっており、指示の有効期間が令和6年10月1日から令和8年9月30日までとなっております。

次に、Ⅲの指示事項についてです。現行の指示と同じ内容で、有効期間を令和8年10月1日から令和10年9月30日までとして指示を更新いたします。この委員会で了承された場合は、資料2ページから8ページまでの別案のとおり県公報にて公示します。資料2ページを御覧ください。下線部分が変更点となりますが、有効期間の更新が主な変更点となります。

都田川水系における水産動物の採捕について、この案のとおり禁止区域及び禁止期間を指示してよろしいか、内水面における遊漁と水産資源保護との調整に関する観点から審議の上、決定をお願いします。

また、最終17ページに根拠法令を記載しています。この根拠法令内容については、先ほどの議事2で説明した内容とほとんど同様のものとなりますが、静岡県漁業調整規則第40条第1項における都田川における禁止区域等に関する条文を記載しております。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○山本会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、皆様方から何か御意見、御質問などございますか。

○朝倉委員

今回の指示は10月11日から11月15日までの期間となっておりますが、今、非常にアユの産卵時期が遅くなっており、仁科川では11月1日から11月30日までの期間を禁漁としております。都田川はあまり産卵の時期が変わらないかもしれないが、仁科川では12月入ってから産卵をしていることも確認していることから、そのような状況も加味して、県でも産卵時期を確認しているのかなと感じました。

アユの産卵時期が遅れているが、遡上時期は同じであることから、大きく育たないという話も聞いたことがあります。

○秋山主事

アユの産卵時期が遅れているということは私も耳にしたことはあります。御指摘の禁漁の時期が適切であるかという話について、漁業調整規則にも同様の禁漁時期の記載があり、そちらも変えようとする時間を要してしまいます。しかし、見直す時期に来ているのであれば、調査等を検討していかなければならないと思うので、いただいた御意見も踏まえて局内で検討してまいります。

○前澤委員

興津川では産卵期禁漁を10月11日から12月15日までの2ヶ月間設けて、監視等を行っているが、それでも遡上が上手くいかないときもあり、非常に難しいものだと考えております。アユの産卵場の確保は非常に重要だと考えており、このような委員会指示で確保できるのであれば良いことだと考えます。

○古畑委員

先ほどの議題も同じ水産動物の採捕禁止に関する内容だと思うが、それを根拠

づけるものとして、都田川の方は地域のポイントや状況について写真が1枚1枚載せてあり、細かい調査がなされているように見受けられるが、一方で大川川の方は試し釣りの結果があるものの、ポイントなどは分からず大雑把な資料内容となっているかと思います。同じような議題にも関わらず、調査の精度に差があるように思われるが、このあたりはケースバイケースということではよろしいでしょうか。

○小泉課長 都田川の方は10年ほど前に初めて委員会指示を発令しているが、その際にかなり細かな調査を実施しており、その結果を載せているものとなっています。

大川川の方は、昭和から委員会指示を出しているものとなっているが、発令当初は詳細な調査を実施しているが、2年に1回など更新していくにあたって、最新の調査では、禁漁区として設定していくべきものとして必要最低限の調査を行って結果を報告しているものとなっております。歴史の長さによって調査が簡素化されてしまっているものとなっているが、統一した調査項目があるものではなく、それぞれの河川の状況に応じた調査方法を実施しているものとして御理解いただければと思います。

○古畑委員 その意味では都田川はむしろ古い調査資料となるかと思うが、新しい調査結果などは提出されていないのでしょうか。また、継続案件の要望を出す場合には、調査結果などを添付することは求めているのでしょうか。

○小泉課長 調査そのものはないが、都田川漁協からの要望の中で、今も産卵場が形成されているという文言をもって判断をしている。本来であれば指示を更新する前、昨年秋の時点で調査すべきものであったが、普段から河川状況を見られている漁協からの報告をもって継続して委員会指示を出すこととしました。また、継続案件について、厳密にこのような調査をするようにといった指示をすること等はしておりません。

○古畑委員 産卵時期がずれているという話を聞くと、今後はある程度そのような調査を入れた方が良いかもしれないですね。

○小泉課長 更新の時期は分かっているので、試験場の職員も含めて現場で確認していくことは今後行っていく必要があるのではないかとすることは、資料をまとめる際にも議論になりました。

○山本会長 産卵時期について、太田川では10月から12月にかけて流下仔魚の調査を行っているが、10月はあまり採れず、ほとんどが11月、12月となっており、温暖化の影響で遅くなっているということは判明しているので、今後は、温暖化等の環境変化も考慮した方が良くないと考えます。

今回はこれまでの委員会指示について更新をしたいというものですが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○山本会長

皆様からの賛同をいただきましたので、議事の（３）について、決定をさせていただきます。

○山本会長

続きまして、議事の（４）は「資源管理の状況等の報告について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○秋山主事

それでは、議事４について説明させていただきます。資料４を御覧ください。資源管理の状況等の報告についてです。１ページを御覧ください。

Ⅰの経緯を説明いたします。１の「資源管理の状況等の報告」制度の内容・趣旨についてです。令和２年の漁業法の改正により、①漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告することが義務づけられました。②そして、知事は１年に１回以上、漁業権者からの報告結果とそれに係る意見を付して、委員会に対し報告することになっています。

２の資源管理状況等の報告期限及び報告内容について説明します。当該報告は、１月から１２月末までの内容について、翌年の６月末日までに報告することとされております。漁業法施行規則に定められている報告内容は表のとおりです。ただし、この内容は、海面や養殖業も合わせた内容になっておりますので、何を報告するかについては、ガイドラインで具体例が示されており、第５種共同漁業権については、こちらに従っておりますので御了承ください。

３の今回の報告についてです。今回、令和７年１月から１２月末までを対象とした別添報告結果のとりまとめ及び当該報告にかかる知事の意見を報告させていただきます。３ページを横にして御覧ください。

３ページから６ページまでが、各漁協の報告となります。伊東市松川漁業協同組合の報告を例に説明します。報告内容として、(１)漁業権の種類及び免許番号ということで、①免許番号が内共第１号、②漁業権者が伊東市松川漁業協同組合、③漁業の名称があゆ、あまご、にじますです。(２)報告の対象となる期間は１月１日から１２月３１日です。(３)資源管理に関する取組の実施状況は、漁場監視巡回、河川清掃、体験放流を実施しています。(４)漁場の活用状況として、①日券と年券の遊漁券の販売数、②増殖実施量と③目標増殖量になります。②の増殖実施量については、昨年度委員会の目標増殖量の実績報告と同様となります。(５)組合員行使権として、①組合委員行使権者である漁協の組合員数と②組合員行使権の行使の状況になります。②については、漁協組合員は漁具・漁法や期間、区域について行使規則で制限されているとおりの内容を実施していることになります。(６)その他は、それ以外で報告された内容になります。以上が報告内容です。

最後に判断ですが、適正の場合には丸をつけています。以降の漁協の説明は、事前送付と同じ内容となりますので割愛させていただきますが、漁場監視巡回やカワウ対策、河川清掃、産卵場の設置・保全等を行っていること、関係法令を遵守していることを報告しています。そして、全ての漁協が適正であると判断して

おります。

1 ページにお戻りください。最後、4 の知事の意見についてです。漁業権者からの報告内容を精査し、内容が適切であると判断されたため、別紙のとおり知事の意見として報告します。次のページを御覧ください。こちらは、漁業法第90条に基づく知事から委員会へ宛てた資源管理の状況等の報告についてです。令和7年1月から12月までの期間における本県の第5種共同漁業権者からの報告内容を精査した結果、いずれの漁業権漁場についても適正に漁場が活用され、資源管理の取り組みがなされていたことを報告する、という内容になります。以上が、知事の意見になります。

7 ページに参考として、この報告は何に使うものなのかを記載しています。

本報告制度は、現在の漁業者が(1)の「適切かつ有効」に漁場を活用しているかどうかを把握する上で参考となるものです。「適切かつ有効」の判断については、次の場合に活用します。漁業法第63条第1項第2号の海区漁場計画の要件等、第73条第2項の免許をすべき者の決定、第91条の指導及び勧告です。

(2)の指導及び勧告についてですが、都道府県は、日頃から漁場の利用状況の把握・確認に努めることが重要であり、問題があると認められる場合には、漁業法第91条に基づく指導を行い、早期の是正を目指すことが求められております。都道府県は、資源管理の状況等の報告を受けた場合には、指導の必要性について検討を行う必要があります。このように、漁協の活動をオープンにし、適切な形に是正させていくことが報告の趣旨の一つとなります。

(3)の「適切かつ有効」に活用とは何かについて説明します。「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高められるように漁場を活用している状況のことをいいます。漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、点線内の内容が具体的例として挙げられているが、このような事情を総合的に考慮することが適当とされております。また、8 ページからは関係法令を記載しています。

疑問点等ございましたら、質問をお願いします。事務局からは以上です。

○山本会長 ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○山本会長 それぞれの内水面漁協からの報告が列举されているが、目標増殖量と増殖実施量を比較すると、目標に対して多くの放流をする努力をしていると思うわけですが、この義務放流そのものの根拠を教えてください。

○小泉課長 端的に言えば漁業法において、漁業権を付与する場合には、増殖義務を果たさなければならないとされています。具体的に算定根拠は定められていないため、各県によって考え方はまちまちだが、静岡県としてはこれまで定めてきた考え方や数字を元にして、近年の遊漁者数の増減等の漁協の経営状況を加味して、それに見合うように義務放流量を変更しており、統一した根拠というものは定めていません。

- 山本会長 各漁協とも努力をして放流をしていただけていると思うので、県としても補助や協力などをしていただければと思います。
- 小泉課長 努力いただいていることは重々承知しているが、一方で放流をしないと釣り人が来ないということもあり、目標増殖量を減らしすぎてしまうと、あの漁協は遊漁料を取っているのに放流をしていないというクレームにも繋がってしまうので、あまり減らしすぎることとはできない状況です。目標増殖量ギリギリの放流に留まっている漁協もあれば10倍近い放流を行っている漁協もあるが、各漁協の判断にお任せしてできる範囲で対応していただければと思います。
- 山本会長 毎年報告いただいているが、これまでと比べて大きく変化したところはあるのでしょうか。
- 小泉課長 この報告自体は令和2年に改正漁業法が施行されてから実施されているものとなっているので、あまり大きく変わったということはないと思います。
- 山本会長 「適切かつ有効」の判断について、海区漁場計画の要件等にも活用しているということだが、海の漁協にも内水面での取組を示して、その結果、海にも良い影響があるというような見方をするというのでしょうか。
- 小泉課長 そのようなことではなく、海は海で同じような報告をしていただいております、海の漁業権を有効活用しているかどうかを確認しているものです。この内水面での結果を海側に提示して何かに活用しているという意味ではございません。
- 山本会長 その他特別意見等ないようですので、議事の（４）については終了いたします。
続きまして、議事の（５）は「その他」でございます。次回の開催日程について事務局より説明をお願いいたします。
- 秋山主事 次回開催日程について御連絡いたします。次回の開催は12月を予定しております。例年12月に開催し、次年の目標増殖量の決定に関する議題を挙げております。また日程調整をさせていただきますので、その際には改めてよろしくお願いいたします。次回開催日程については以上です。
- 山本会長 今回は12月の開催ということで、皆様方の日程を確認の上、開催をさせていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。
本日の議題は以上となりますので、以後の進行につきましては、事務局にお願いいたします。
- 小泉課長 山本会長、委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これを持ちまして、第342回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 8 年 10 月 6 日

議 長 山本俊康 

令和 8 年 10 月 6 日

議事録署名人 岩田克久 

令和 8 年 10 月 6 日

議事録署名人 大石真依子 



陳南軒字心

時



入京田成



七

